

奥州金ケ崎行政事務組合告示第2号

奥州金ケ崎行政事務組合組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名等に関する要綱（平成20年奥州金ケ崎行政事務組合告示第4号。以下「要綱」という。）第6条の規定により、令和3年度及び令和4年度において組合営建設工事の指名競争入札に参加しようとする者の組合営建設工事請負資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間等を次のとおり定めた。

令和3年2月3日

奥州金ケ崎行政事務組合管理者 小 沢 昌 記

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければならない。

ア 次の表の左欄に掲げる希望する工事種別（以下「工種」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。

希望する工事種別	建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
舗装工事	舗装工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
塗装工事	塗装工事
造園工事	造園工事
水道施設（管布設）工事	水道施設工事

イ 希望する工事種別について法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けた者であること。

ウ 希望する工事種別に完成工事高があること。

エ 奥州市内若しくは金ケ崎町内に主たる営業所（経營業務の管理責任者を置く法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者であること、又は奥州市内若しくは金ケ崎町内の営業所（希望する工種に対応する建設業の許可を受けている法第3条第1項に規定する営業所であって、奥州市内又は金ケ崎町内に所在地を有するものをいう。以下同じ。）に対する入札・契約等に係る委任状（以下「委任状」という。）を提出する者であること。

ただし、要綱別表に定める工種ごとの発注標準額（工種に等級があるときは、最上位の等級の発注標準額をいう。）を超える金額の組合営建設工事についてはこの限りでない。

オ 水道施設（管布設）工事を希望する場合は、次の表の左欄に掲げる等級（要綱第7条第1項の規定による等級をいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要

件を満たしていること。

等級	要件
A級	土木施工管理技士の合計数5人以上（うち1級土木施工管理技士は1人以上）及び配水管技能者（耐震継手又は一般継手）の合計数2人以上（うち配水管技能者（耐震継手）1人以上。）。ただし、土木施工管理技士と配水管技能者は同一の者が兼ねることができる。
B級	土木施工管理技士の合計数3人以上及び配水管技能者（耐震継手）1人以上。ただし、土木施工管理技士と配水管技能者は同一の者が兼ねることができる。
C級	土木施工監理技士1人以上

備考

配水管技能者（一般継手） （公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般）を所有する者をいう。

配水管技能者（耐震継手） （公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般・耐震）を所有する者をいう。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 建設業法違反による資格の取消し又は営業の停止を命じられた者で、その処分の期間が経過していない者

ウ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者

オ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届け出を行っていない者

カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

キ 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しない者

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 要綱第11条第2項の規定により資格者名簿から抹消された者にあつては、同条第3項に規定する管理者の定める期間が経過するまでは、申請書を提出することができない。

## 2 提出書類

(1) 組合営建設工事請負資格審査申請書

(2) 許可証明書の写し又は許可通知書の写し

※ 法第2条第3項に規定する建設業者であることを証する書類

(3) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

※ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日のものに限る。ただし、提出期限までに当該通知書が未到達の場合は、許可行政庁の受付印のある総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高の写しを提出のこと。なお、当該通知書を受領した後は、速やかにその写しを提出のこと。

(4) 委任状（該当者のみ）

※ 入札、契約等に関する事務を支店、営業所等に委任する場合に提出のこと。

(5) 営業所一覧表

(6) 工事経歴書

※ 記入する工事は、令和2年10月1日の直前2年間の各営業年度内に着工した工事

※ 水道施設工事を希望する場合は、水道施設（管布設）工事と水道施設（管布設を除く）工事に分けて記入すること。

※ 水道施設（管布設を除く）工事の工事経歴については、上水道等の取水施設・浄水施設・配水施設の築造工事の工事経歴を記入すること。

(7) 希望する工事種別に係る直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高

※ 記入する完成工事高は、工事種別毎の令和2年10月1日の直前2年間（3年間）の各営業年度における年間完成工事高及び年間平均完成工事高

※ 水道施設工事を希望する場合は、水道施設（管布設）工事と水道施設（管布設を除く）工事に分けて記入すること。

※ 水道施設（管布設を除く）工事の年間（平均）完成工事高については、上水道等の取水施設・浄水施設・配水施設の築造工事の年間（平均）完成工事高を記入すること。

(8) 技術職員名簿

※ 令和3年1月31日現在の内容のものとする。

※ 申請書を提出する日までに資格証明書（免状）が交付されていない者は記入で

きない。

(9) 土木施工管理技士、配水管技能者名簿

- ※ 水道施設（管布設）工事を希望する場合に提出すること。
- ※ 令和3年1月31日現在の内容で記入すること。
- ※ 土木施工管理技士は合格証明書（免状）の写し、配水管技能者は配水管技能者登録証の写しを添付すること。
- ※ 雇用状況を確認できるもの（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険被保険者証等）の写しを添付すること。
- ※ (8)技術職員名簿に記載した者と重複しても構わないものとする。
- ※ 「経營業務の管理責任者」及び「営業所専任の技術者」と重複して構わないものとする。
- ※ 土木施工管理技士と配水管技能者は重複しても構わないものとする。
- ※ 経営事項審査において、水道施設工事以外の業種に申請した技術職員でも構わないものとする。

(10) 納税証明書（原本又は写し）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のもの。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 … その3の2

〔法人の場合〕 同 … その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

① 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

② 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(11) 商業登記簿謄本の写し又は身分証明書の写し

〔法人の場合〕 法務局で発行する商業登記簿謄本（全部事項証明書）

〔個人の場合〕 本籍地の市町村役場の戸籍担当課で発行する身分証明書

※ 発行後3か月以内のものに限る。

(12) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書

ア 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合に提出してください。

イ 健康保険について、「全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）」、「全国土木建築国民健康保険組合（土健保）」等に参加の場合は、加入の確認できる書類（直近の保険料の領収書等）を提出してください。

(13) 暴力団関係者に該当しない旨の誓約書

(14) 宛先を明記し、郵便切手84円を貼付した返信用封筒（長形3号）

※ 受理票が必要な者のみ。

3 提出書類の様式等

(1) 提出書類の様式

各書類の様式は、以下のとおりとする。

	提出書類名	様式番号	備考
1	組合営建設工事請負資格審査申請書	様式第1号	他の様式は不可
2	許可証明書の写し又は許可通知書の写し		
3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し		
4	委任状（該当者のみ）	様式第2号	任意様式でも可
5	営業所一覧表	様式第3号	他の様式は不可
6	工事経歴書	様式第4号	岩手県様式、中央公契連統一様式、経営規模等評価申請に添付した「工事経歴書」でも可
7	希望する工事種別に係る直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高	様式第5号	岩手県様式でも可
8	技術職員名簿	様式第6号	岩手県様式等、同類の様式でも可
9	土木施工管理技士、配水管技能者名簿	様式第7号	水道施設（管布設）工事を希望する場合に提出のこと
10	納税証明書（原本又は写し）		
11	商業登記簿謄本（全部事項証明書）の写し又は身分証明書の写し		
12	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書	様式第8号	他の様式は不可 該当する場合に提出のこと
13	暴力団関係者に該当しない旨の誓約書	様式第9号	他の様式は不可

(2) 提出書類の規格等

A4判とし、フラットファイルに(1)に掲げる順序で綴り込むものとする。ただし、「返信用封筒」は綴り込まず、添付するものとする。

(3) 提出部数 1部

4 申請書の受付期間等

(1) 受付期間

令和3年2月15日(月)から令和3年3月12日(金)までの間の日の消印又は受付日の記入のあるものに限り受け付けるものとする。

(2) 提出場所

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字仙人49番地  
奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

(3) 提出方法

郵便による。

5 組合営建設工事請負資格者名簿への登載及び等級別の格付

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、塗装工事、造園工事及び水道施設(管布設)工事については、希望する工事の令和2年10月1日の直前の2営業年度における年間平均完成工事高、経営規模、有資格技術者数等の客観的事項について行う審査の結果及び岩手県の令和3・4年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿への登載結果に基づき等級別の格付けを行い、資格者名簿に登載する。

ただし、奥州市内若しくは金ヶ崎町内に主たる営業所を有する者又は奥州市内若しくは金ヶ崎町内の営業所に対する委任状を提出する者に限る。

6 組合営建設工事請負資格者名簿に登載した場合の通知

組合営建設工事請負資格者名簿に登載した場合は、その工事種別及び等級を通知する。

7 資格者名簿の有効期間

令和3年度及び令和4年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

8 提出書類記載事項の変更届

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度任意の様式による変更届にその事実を証明する適宜の書類を添付し、提出すること。

(1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合

(2) 商号又は名称を変更した場合

(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合

(4) 受任者を変更した場合

(5) 資本金を変更した場合

(6) 技術者名簿の記載事項に変更があった場合

(7) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合

(8) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

9 承継申請書の提出

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書に承継内容記載の調書及び許可証明書等を添付し、提出すること。

- (1) 個人から法人となり承継をした場合
- (2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
- (3) 法人が合併等により承継をした場合

#### 10 総合評定値通知書

申請者は、新たな総合評定値通知書を受領したときは、速やかにその写しを提出すること。審査基準日から1年7か月以内の総合評定値通知書の提出がない場合、入札に参加できない場合がある。

#### 11 その他

- (1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行わない。
- (2) 申請書を郵便等で提出する場合は、送付用封筒の表に「入札参加資格審査申請書（工事）」と表示のこと。
- (3) 申請に関する問合せ先

奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係  
(TEL 0197-24-5821 FAX 0197-24-5823)